

危機管理対応マニュアル

～呉中央学園～

令和8年4月

危機管理とは

- 平時において、危機（事件・事故）を未然に防ぐ手段を講じる。
- 万一、危機（事件・事故）が発生した場合に、その被害を最小限に食い止める。
- 危機（事件・事故）の後、速やかに対応や措置をする。

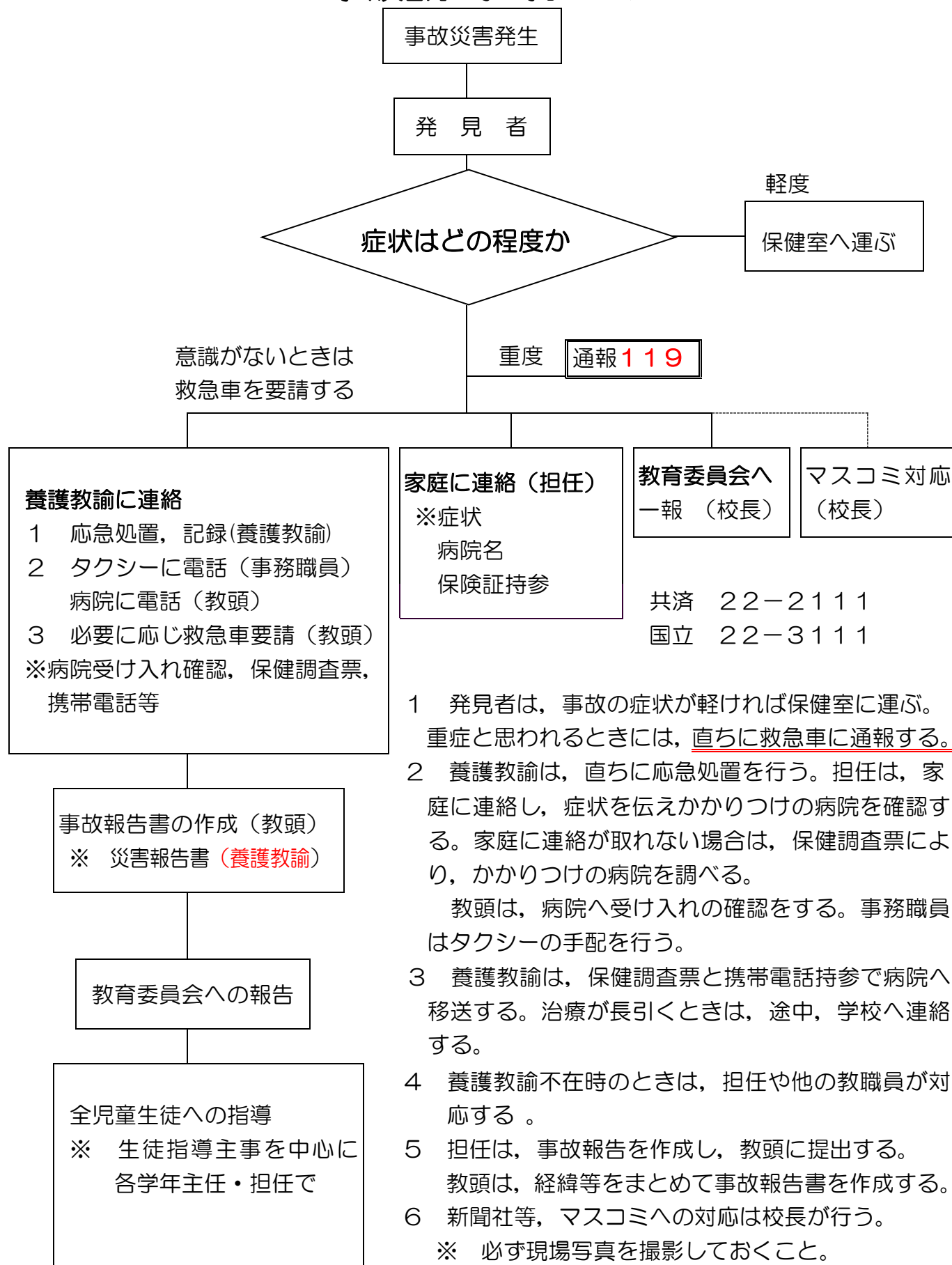
危機管理対応上の留意点

- 児童生徒の生命の尊重，人権の尊重を考えて迅速に対応に当たる。
- 校長・教頭を中心とした学校の体制で、**小中学校全教職員の共通理解のもと、組織として協働して対応に当たる。**
- 迅速な対応，的確な状況把握・判断，適切な報告が重要である。
- 悪い事実の情報こそ最優先で報告する。
- 事前活動（未然防止）を最高の危機管理と認識する。
- 常に最悪の状況を想定し、その最悪の状況が起こらないように防止し、回避する。

「危機管理は、信頼される小中の教職員によって成立する」

☐ さ…最悪を想定して ☐ し…慎重に ☐ す…素早く ☐ せ…誠意をもって ☐ そ…組織的に

1 事故災害発生時の対応マニュアル



2 救急車の呼び方と到着するまでに行うこと

119

「救急車をお願いします」

学校名 「呉中央小学校です。 呉中央中学校です。」
電話番号は 21-2947です。 21-2828です。」
住所 「 呉市西中央4丁目10-52です。 」
電話をかけた人の名前 「私は、〇〇です。」
事故の状況と人数（詳しく）
運動場か教室に向かうか？（どこに来てもらうかを伝える）
※ 学校の入口付近でサイレンを止めてもらう

【救急車到着までにすること】

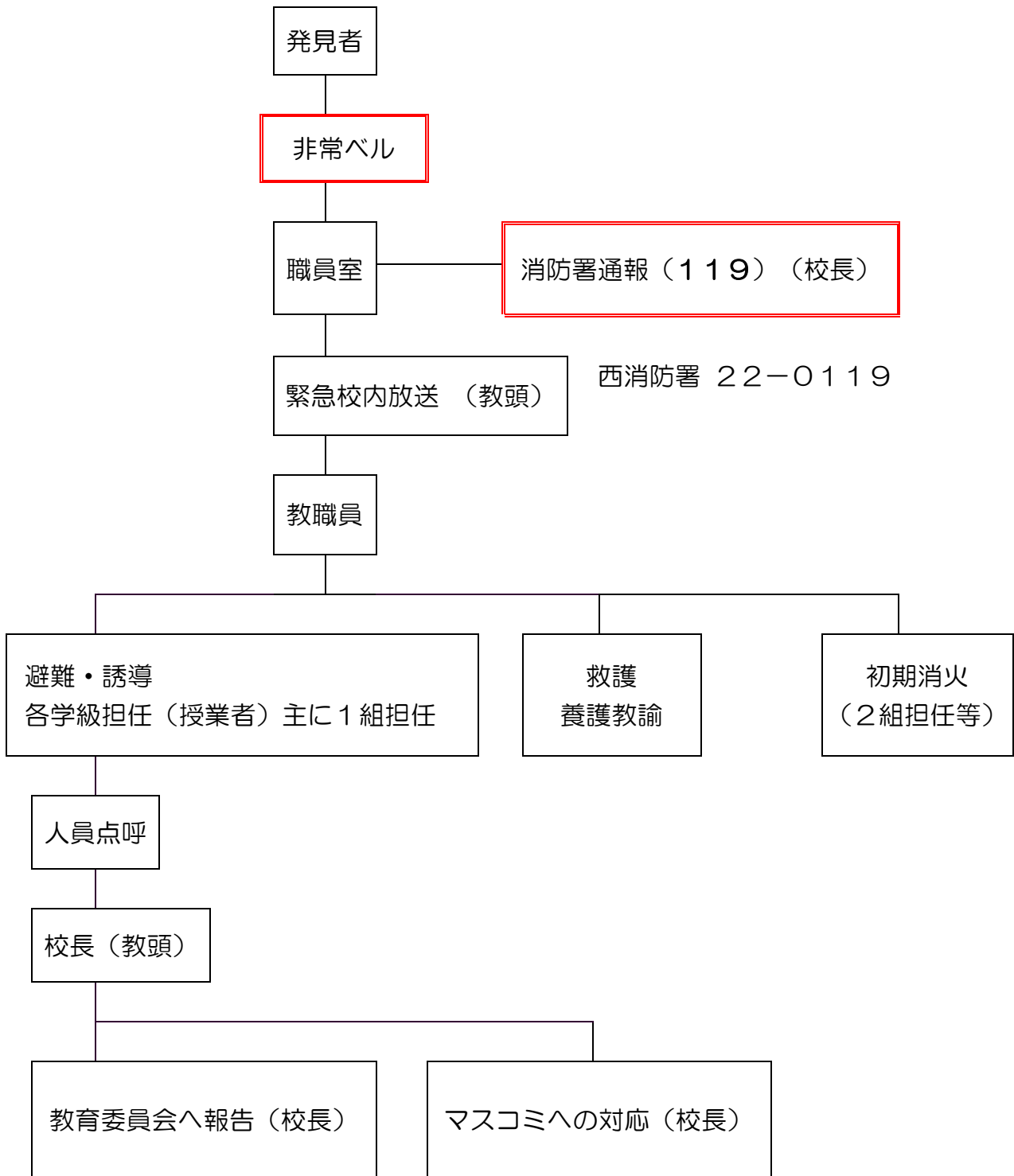
- ① 必要な手当をする。（養護教諭）
- ② 電話をあけておく。
- ③ 病院に行く準備をする。
（担任は家庭に連絡する。希望病院の有無，保険証持参）
- ④ 校門で一人が，救急車の誘導に当たる。

【救急車が到着したら】

- ① 患者の容態と行なった処置の説明。（養護教諭）
- ② 希望する病院があれば伝える。但し救急隊の判断による場合もある。

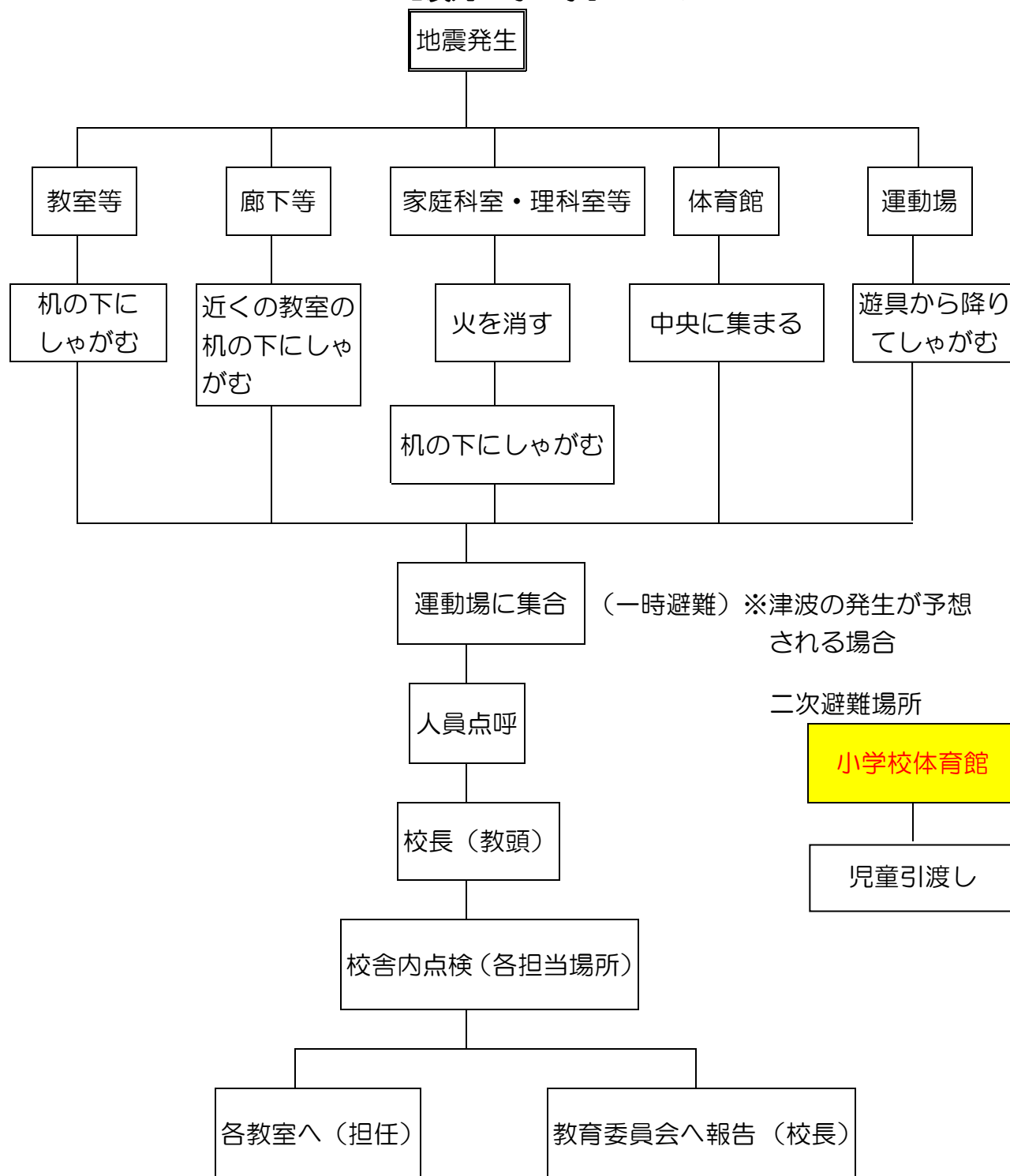
※ 救急車には，養護教諭または事故の状況を把握している者（担任等）が同乗する。

3 火災発生時の対応マニュアル



- 1 避難場所は、小学校プール前又は中学校体育館前とする。
- 2 避難経路は、火災場所より遠いところを考える。
- 3 自分の業務については、防火警備計画で確認しておくこと。

4 地震発生時の対応マニュアル

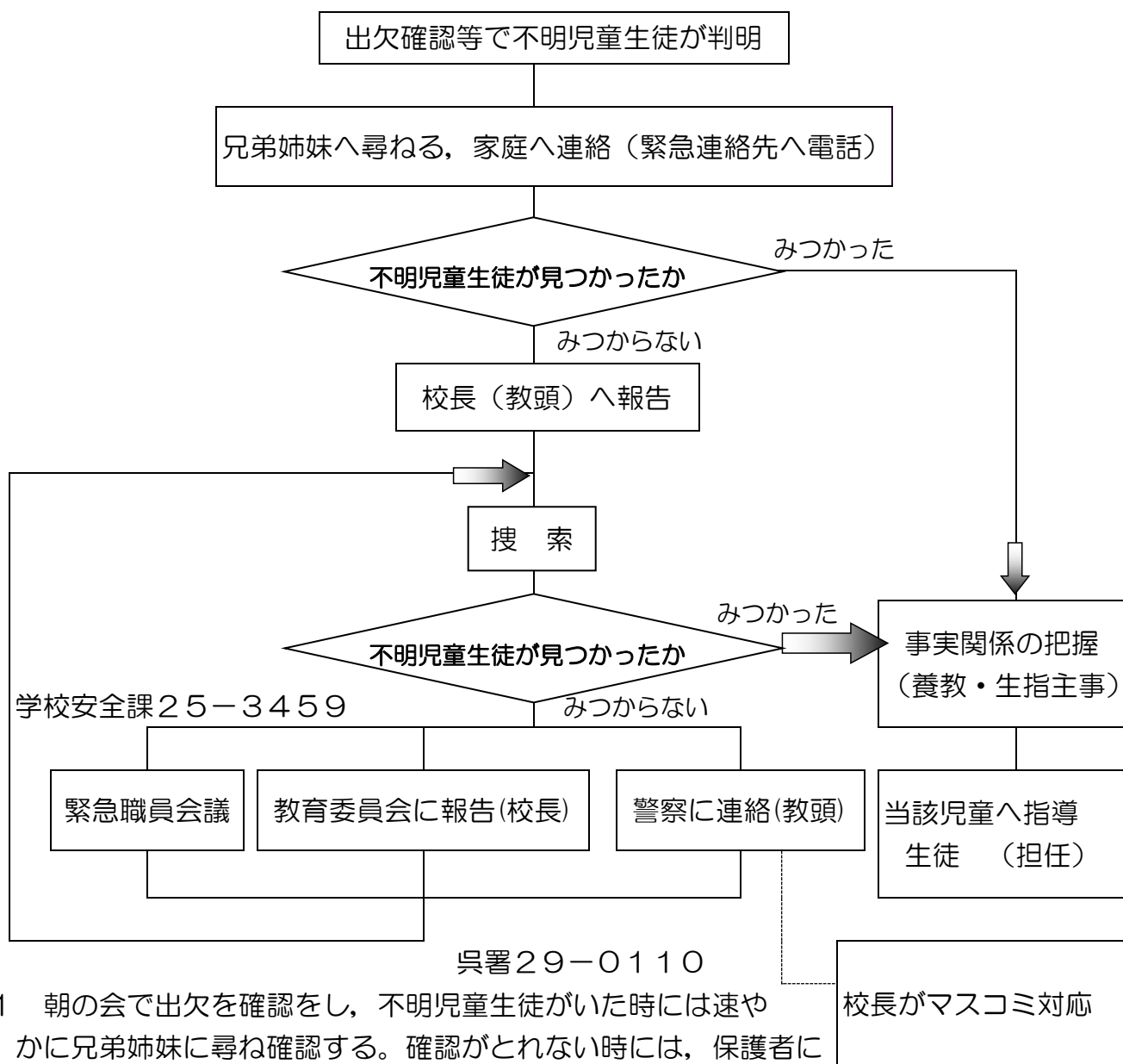


学校安全課 25-3459

教育施設課 25-3447

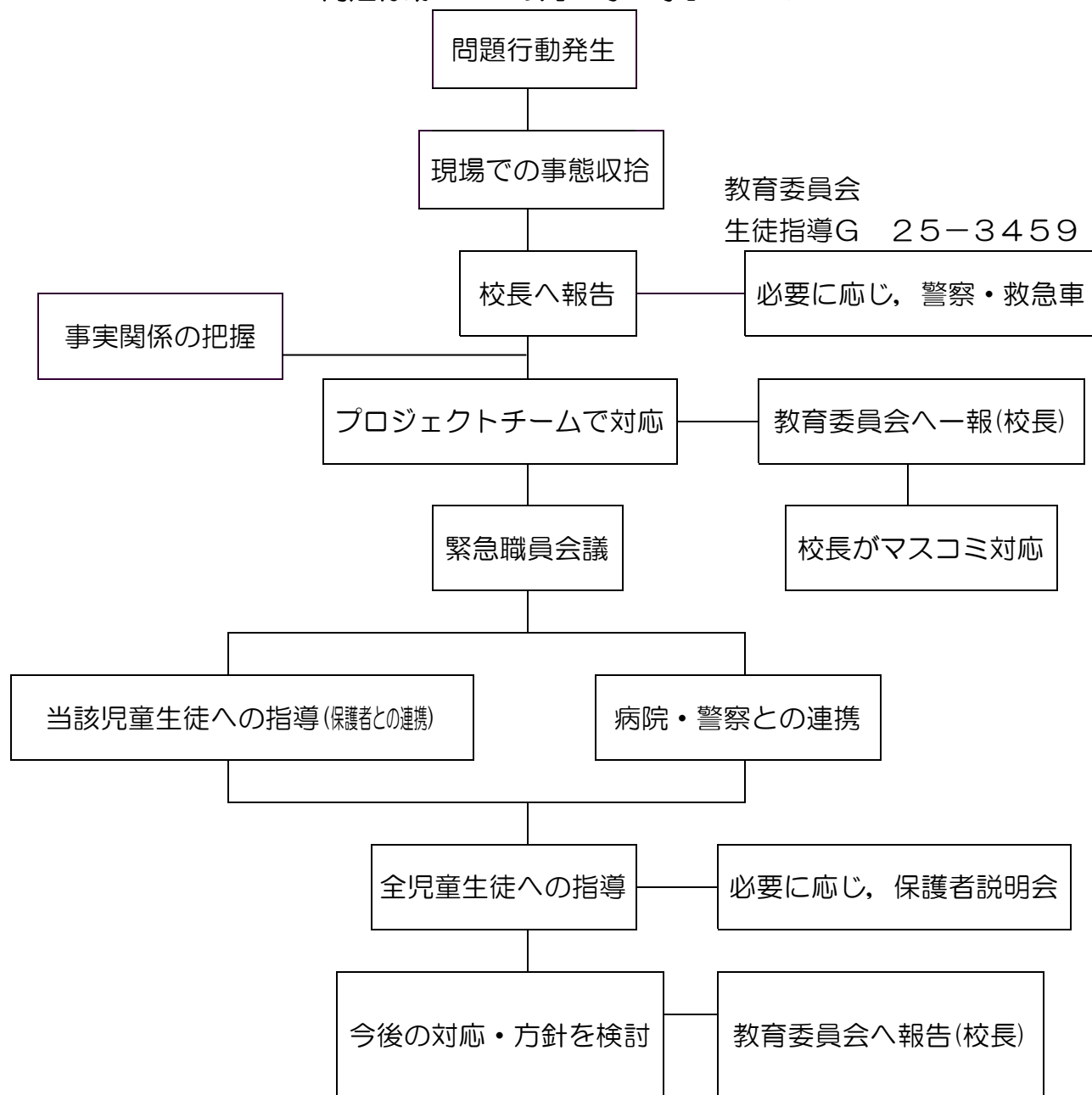
- 1 火を使っているところは、まず火を消す。
- 2 本箱、食器棚等、倒れかかるおそれがある物がないところへ避難する。
- 3 ゆれが落ち着いたら、担任が安全確認をしながら誘導して、校庭に避難する。
- 4 避難後、人数確認をしたら校長に報告する。その後、校舎内を点検し、安全であれば教室に誘導する。危険箇所や破損箇所については教頭に連絡する。

5 欠席届等の連絡がない（不明児童生徒）時の対応マニュアル



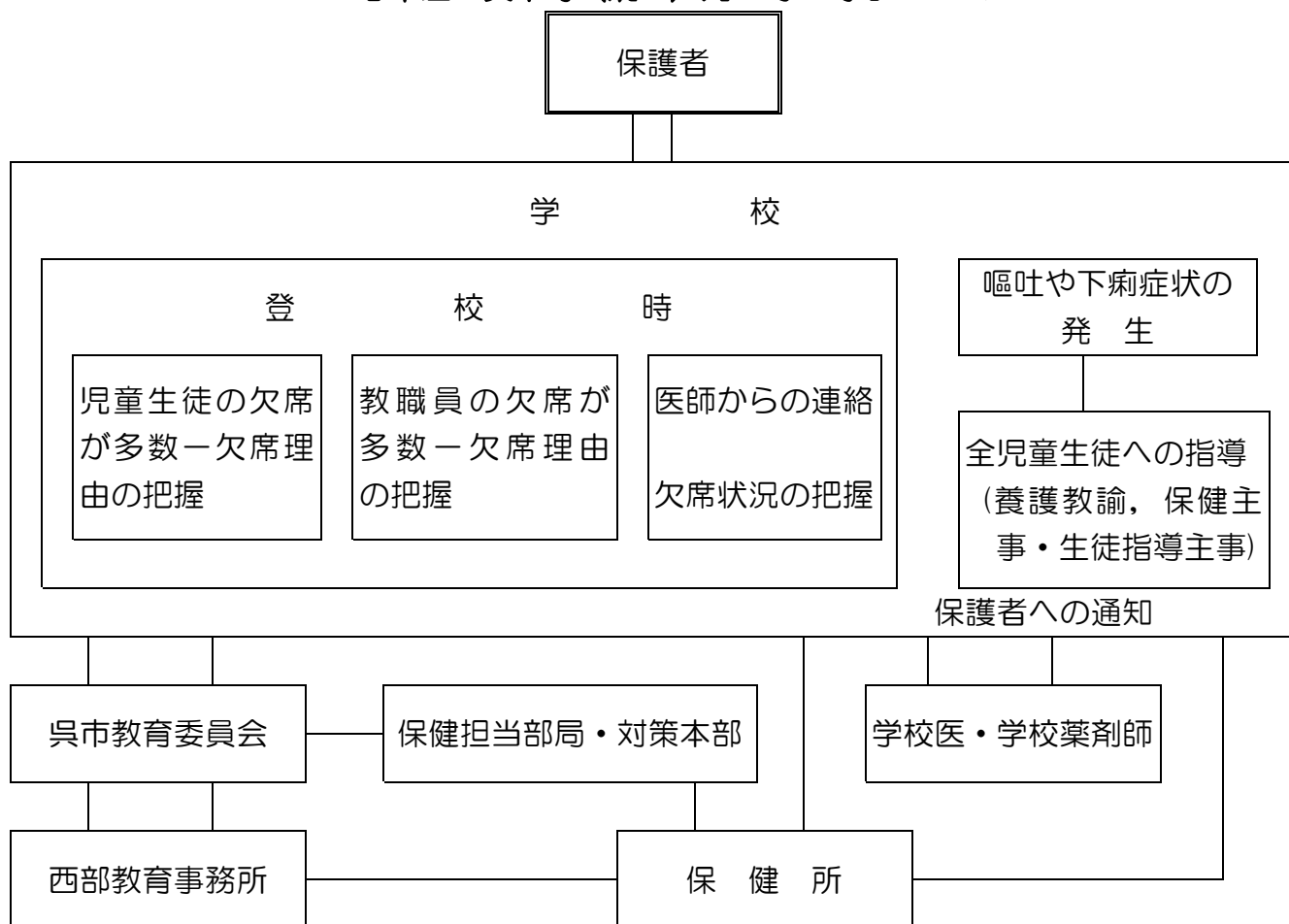
- 1 朝の会で出欠を確認をし、不明児童生徒がいた時には速やかに兄弟姉妹に尋ね確認する。確認がとれない時には、保護者に電話で確認する。（緊急連絡先一覧表を手元においておく。）
- 2 保護者に連絡し確認が取れた時には、欠席届の連絡をお願いする。その後、校長（教頭）に児童生徒の連絡が取れたことを報告する。
- 3 保護者との連絡がとれても児童生徒が不明のままの時には、校長（教頭）に報告し、複数の教職員が捜索に出かける。当該教職員は、捜索の状況を時々学校に連絡し、校長（教頭）の指示を受ける。発見できた時は、直ちに連絡をする。
- 4 児童・生徒を発見できない時には、緊急職員会議を開き、対応策を協議する。校長が教育委員会・警察に連絡し捜索の協力を求めるとともに、全教職員で捜索を続ける。
- 5 児童生徒を発見できた時には保護し、直ちに学校に連れてくる。担任は、児童生徒から経過（家を出てからの状況、気持ち等を引き出し、児童・生徒を指導する。その結果を校長（教頭）に報告する。
- 6 今後の対策を協議するとともに、必要に応じて全児童・生徒へ指導を行う。

6 問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



- 1 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- 2 当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する。（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶなどの対応をする。
- 4 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり組織的に対応する。
- 5 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- 6 全校児童生徒への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童生徒及び保護者の理解を取っておくことが必要である。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止のあり方について、検討をする。

7 感染症・食中毒（疑い）発生時の対応マニュアル



県教育委員会・保健所が求める関係書類(小学校関係)

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1 学年毎の児童数と教職員の患者数（毎日） | 1 感染症や食中毒の疑いのある場合、 |
| 2 健康観察集計表（発症前1ヶ月分から） | 学校医に報告の上、呉市教育委員会に |
| 3 学校医等の指示事項 | 連絡する。呉市教育委員会が、保健所 |
| 4 献立表（使用食品記載2週間前分から） | に連絡を取る。 |
| 5 調理作業工程表（2週間前分から） | 2 保健所から担当職員が派遣され、調 |
| 6 作業動線図（//） | 査（聞き取り）がある。 |
| 7 温度記録表（//） | その場合、左記の内容のものを用意 |
| 8 給食用物資検収簿（//） | しておく。 |
| 9 検食簿（//） | 立ち入り調査等がある場合は、左記 |
| 10 学校給食従事者の検便検査結果（近い2回分） | の関係書類が求められる。 |
| 11 学校給食従事者の個人毎の健康記録簿 | |
| 12 学校給食日常点検票（2週間前分から） | 1～ 3は、まず提出する。 |
| 13 発生の経過を時系列にまとめたもの | 4～18は、食中毒が疑われる場合は |
| 14 保健所の指示事項 | 必ず提出する。 |
| 15 調理室の平面図 | 1～13は、速やかに提出できるように |
| 16 保存食記録簿 | する。 |
| 17 保護者への通知文 | |
| 18 その他 | |

8 不審者侵入時の対応マニュアル

※早期発見・未然防止のため
声かけが必要である。

- 防犯対策
- A 校門
 - ・登下校時以外、常時閉門
 - B 校門から校舎入り口
 - ・防犯カメラ設置
 - ・受付案内の提示
 - C 校舎入り口
 - ・名札の着用
 - ・声かけの徹底

関係者以外の学校への立入り

不審者かどうか

正当な理由あり

職員室に案内する

立入りの正当な理由なし

退去を求める

退去したか

した

しない

危害を加える
恐れはないか

ない

ある

隔離・通報する

児童生徒の安全

負傷者がいるか

いない

いる

応急手当などをする

事後の対応や措置をする

避難誘導
別紙による

【組織的対応2】
 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止) 移動阻止
 全校への周知, 児童生徒の把握(教頭・校長)
 避難誘導(担任等)
 教職員の役割分担と連携
 周辺の店や子ども110番の家等との連携(教頭, 担任)
 警察による保護・逮捕

生徒指導 G 25-3459

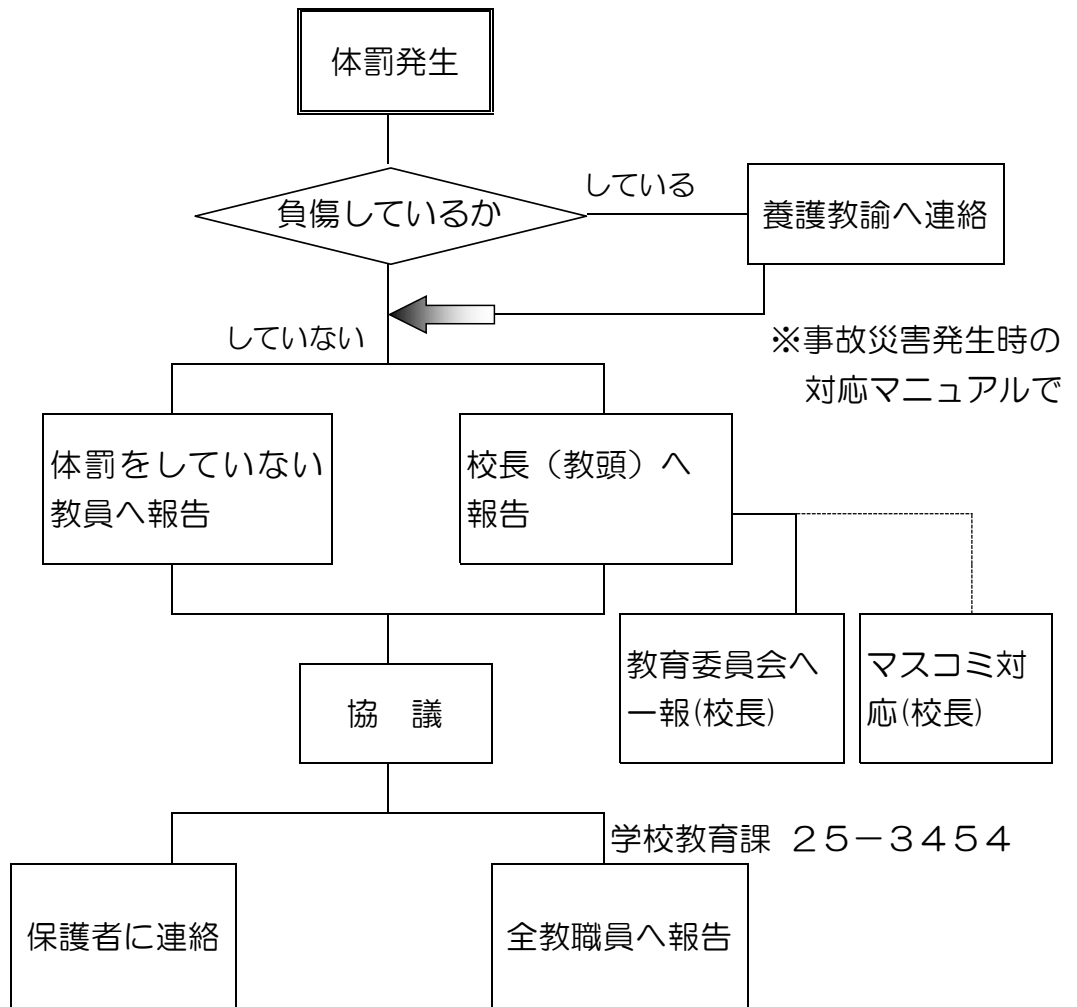
【組織的対応1】
 教職員へ緊急連絡(教頭)
 暴力行為抑止と退去の説得(教頭)
 110番通報(校長)
 別室に案内し隔離
 教育委員会へ緊急連絡・支援要請(校長)

【事件・事故対策本部活動】
 情報の整理と提供
 保護者等への説明心のケア
 教育再会準備
 再発防止対策実施
 報告書の作成
 災害共済給付請求

救急車到着まで応急手当(養護教諭)
 速やかな119番通報(教頭)
 被害者等への心のケア着手

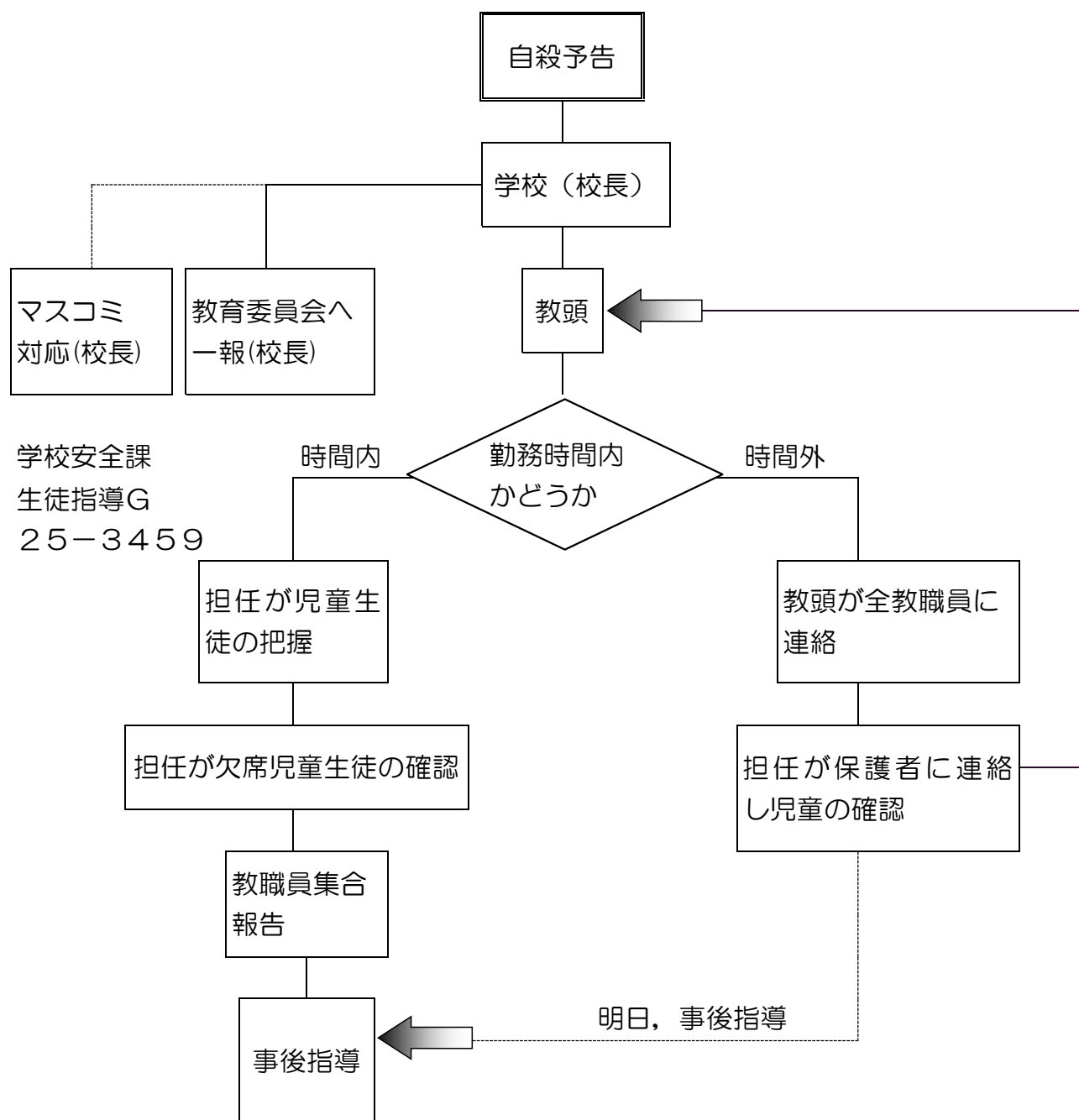
※安全を最優先とし、全ての教職員・児童生徒への迅速な情報共有が重要である。

9 教師の体罰発生時の対応マニュアル



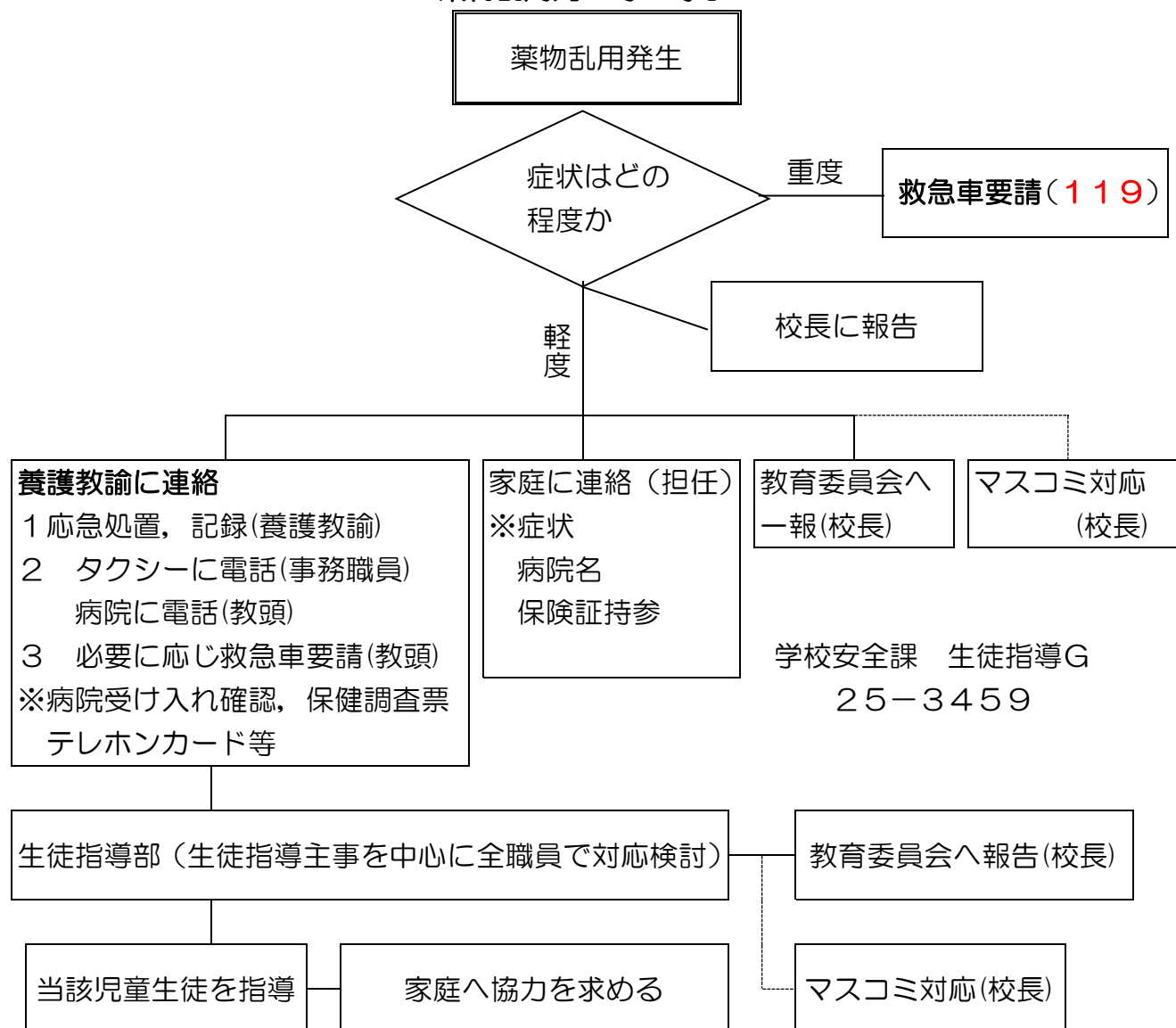
- 1 一人で解決しようとは思わず、このマニュアルにそった迅速な対応が必要である。
- 2 児童生徒が負傷したときには、すぐ養護教諭に連絡し、応急手当をする。その後は、「事故災害発生時の対応マニュアル」による。
- 3 担任及び当該教員は、校長とともに直ちに家庭訪問し、「あつてはならないこと」として保護者に謝罪し、保護者の信頼回復の努力を行う。
- 4 必要に応じて、校長・教頭が家庭へ出かけて再度、説明とともに謝罪する。

10 自殺予告情報入手時の対応マニュアル



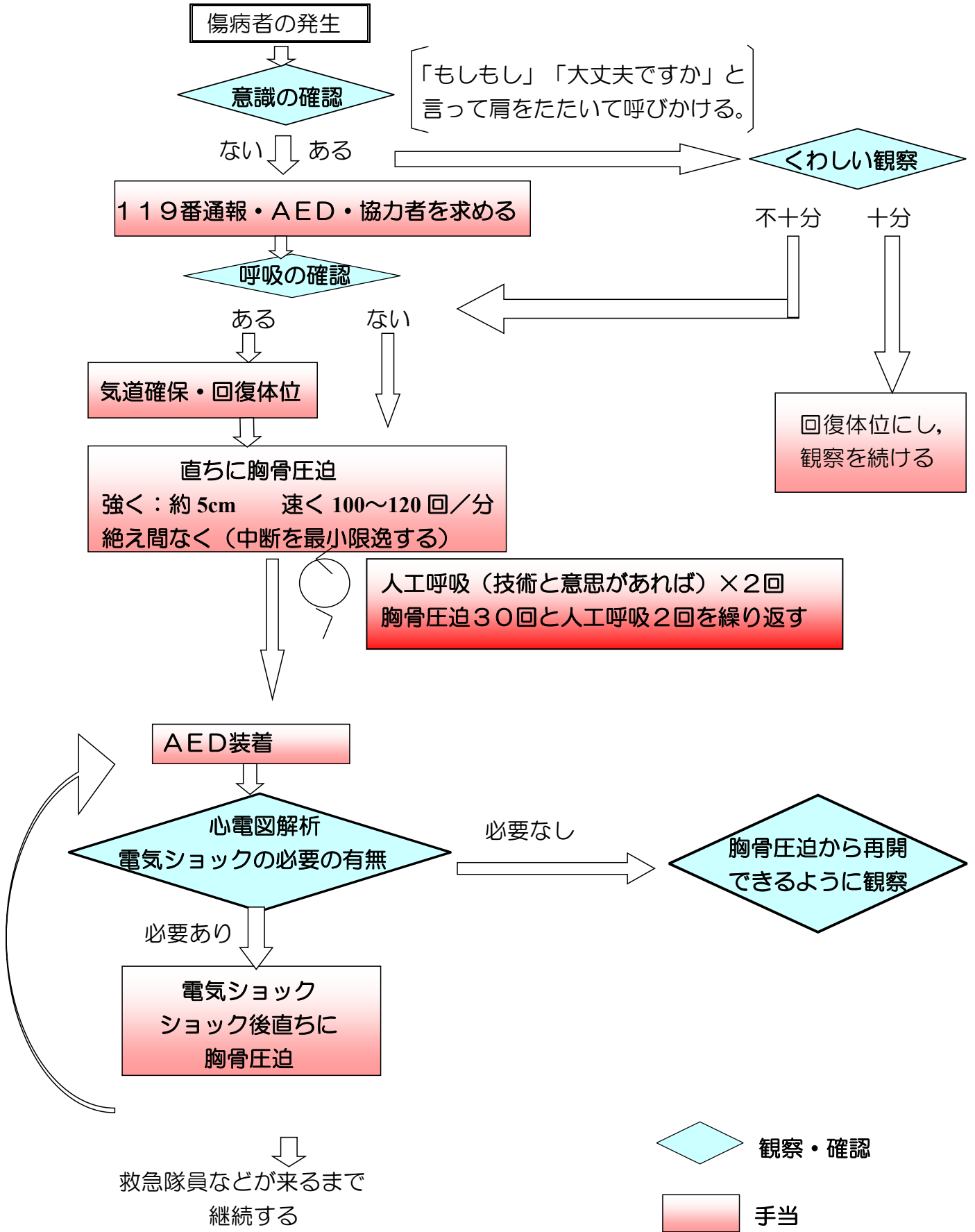
- 1 勤務時間内に自殺予告の連絡があったときは、担任はまず児童生徒の心身の健康状態の観察を行う。気になる児童生徒には、個別に観察を行う。次に欠席児童生徒の確認を電話で行う。もし、児童生徒の様子が気になり自宅に一人にいるときは、保護者に連絡し、担任はすぐに家庭訪問を行う。
- 2 担任は、欠席児童生徒の確認の後、職員室に集合し、児童生徒の様子を報告する。
- 3 勤務時間外に自殺予告の連絡があったときには、教頭が全職員に連絡をする。必要に応じて、全教職員が集合することもある。
- 4 事後指導として、生命尊重について指導する。

11 薬物乱用発生時の対応マニュアル



- 1 発見者は、本人の症状が軽ければ保健室に連れて行く。症状が重い場合はその場において救急車要請し、養護教諭に連絡する。
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行う。担任は、家庭に連絡し、症状を伝えかかりつけの病院を確認する。家庭に連絡が取れない場合は、保健調査票により、かかりつけの病院を調べる。教頭は、病院へ受け入れの確認をする。事務職員はタクシーの手配を行う。
- 3 養護教諭は、テレホンカード持参で病院へ移送する。治療が長引くときは、途中 学校へ連絡する。
- 4 養護教諭が不在の時は担任や他の教職員が対応する。
- 5 校長は、薬物乱用が発生したら事実を確認し、適切な処置をとり、教育委員会へ状況を報告する。必要に応じて指導を受ける。
- 6 生徒指導部（教職員）で今後の対応策を検討し、共通理解を図る。その後、当該児童生徒の指導を行い、必要に応じて家庭への協力を求め、また家庭への指導を継続して行う。
- 7 マスコミ対応は、校長が行う。（窓口一本化）

12 一次救命処置の手順

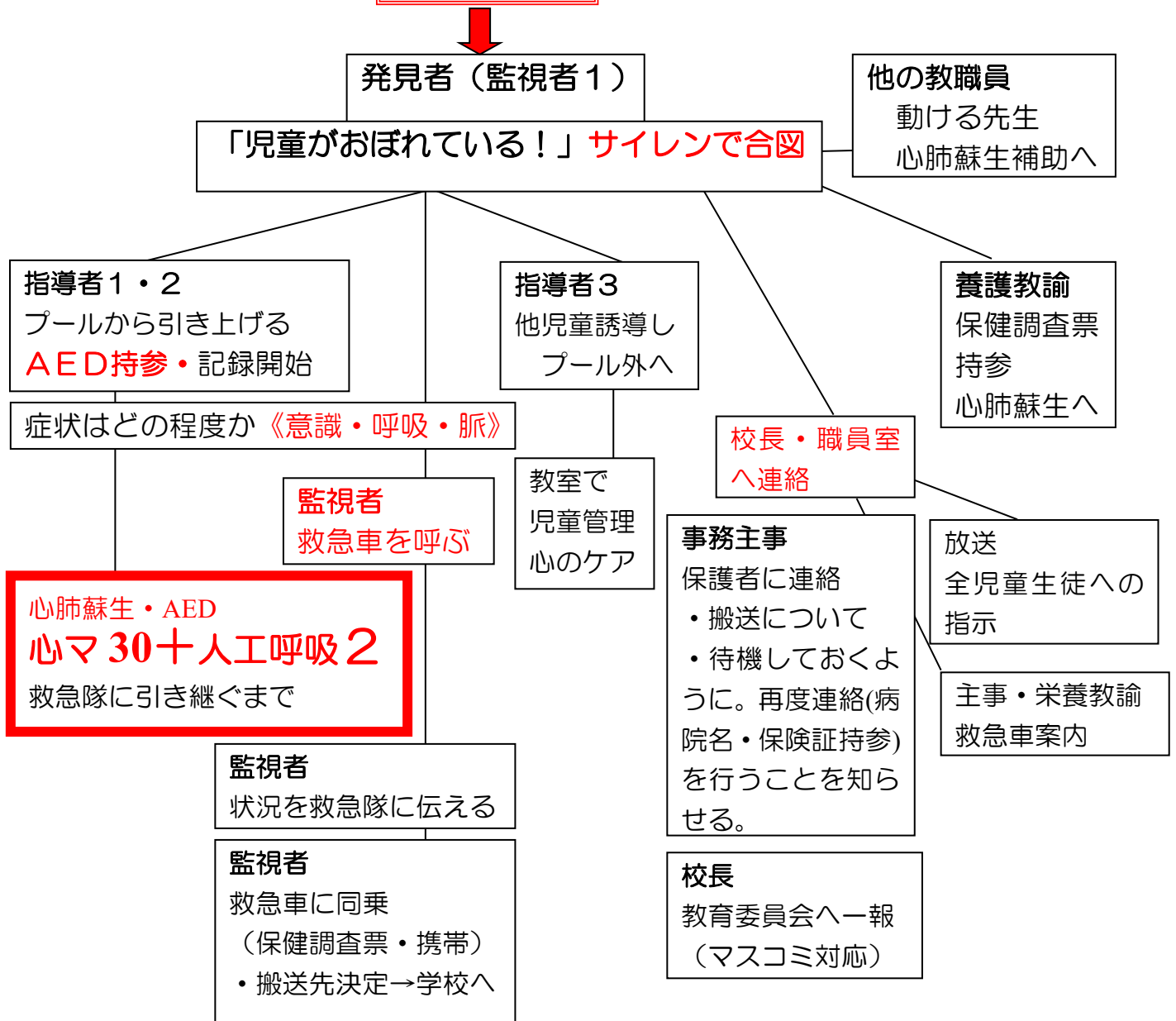


◇ 観察・確認

■ 手当

13 プール事故発生時の対応マニュアル

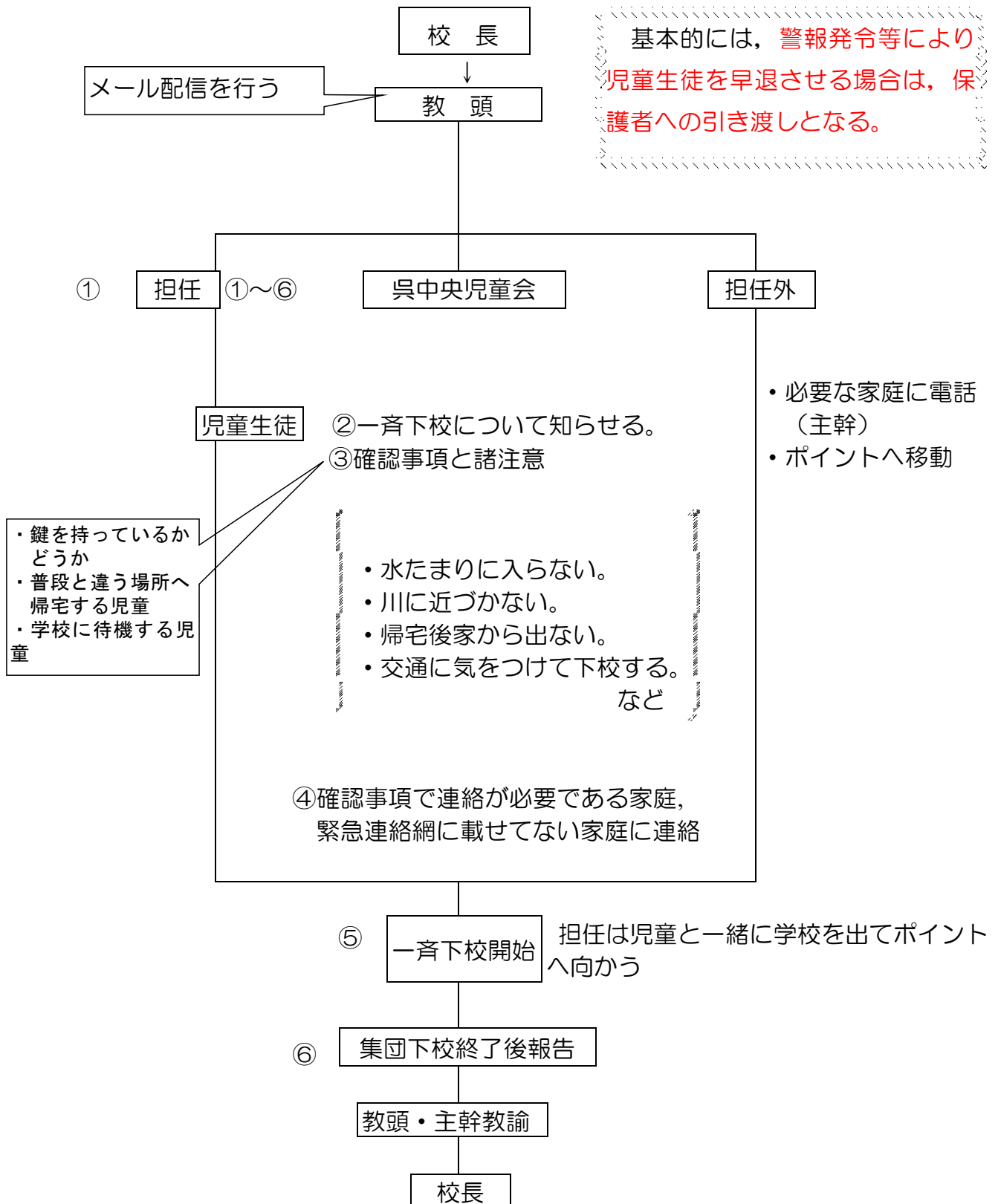
児童プールでおぼれる
事故発生



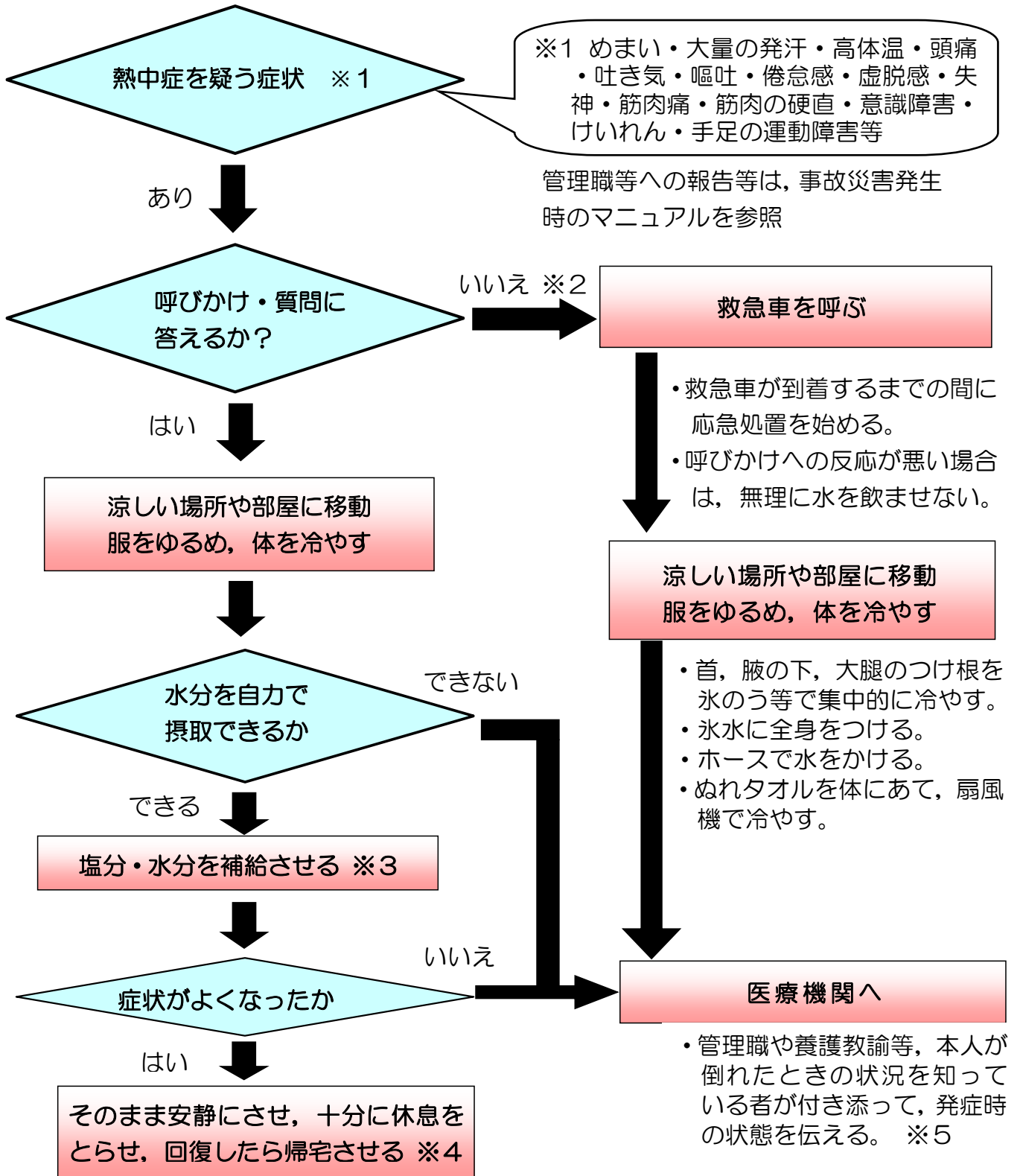
- 1 発見者は、事故の症状が軽ければ教職員が付き添い、保健室に運ぶ。重症と思われるときには、直ちに救急車に通報する。
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行い、状況により病院への搬送または救急車に通報する。担任は、保護者へ症状と行き先の病院名と保険証持参のことを伝える。事務主事はタクシーの手配を行う。
- 3 第1発見者は、保健調査書と携帯電話等持参で病院に付き添い移送する。治療が長引くときは、途中、学校へ連絡する。
- 4 担任は、事故報告書を作成し、養護教諭に提出する。
- 5 新聞社等、マスコミへの対応は校長が行う。
- 6 必ず現場写真を撮影しておく。

14 緊急一斉下校時対応マニュアル

1 緊急集団下校の流れ

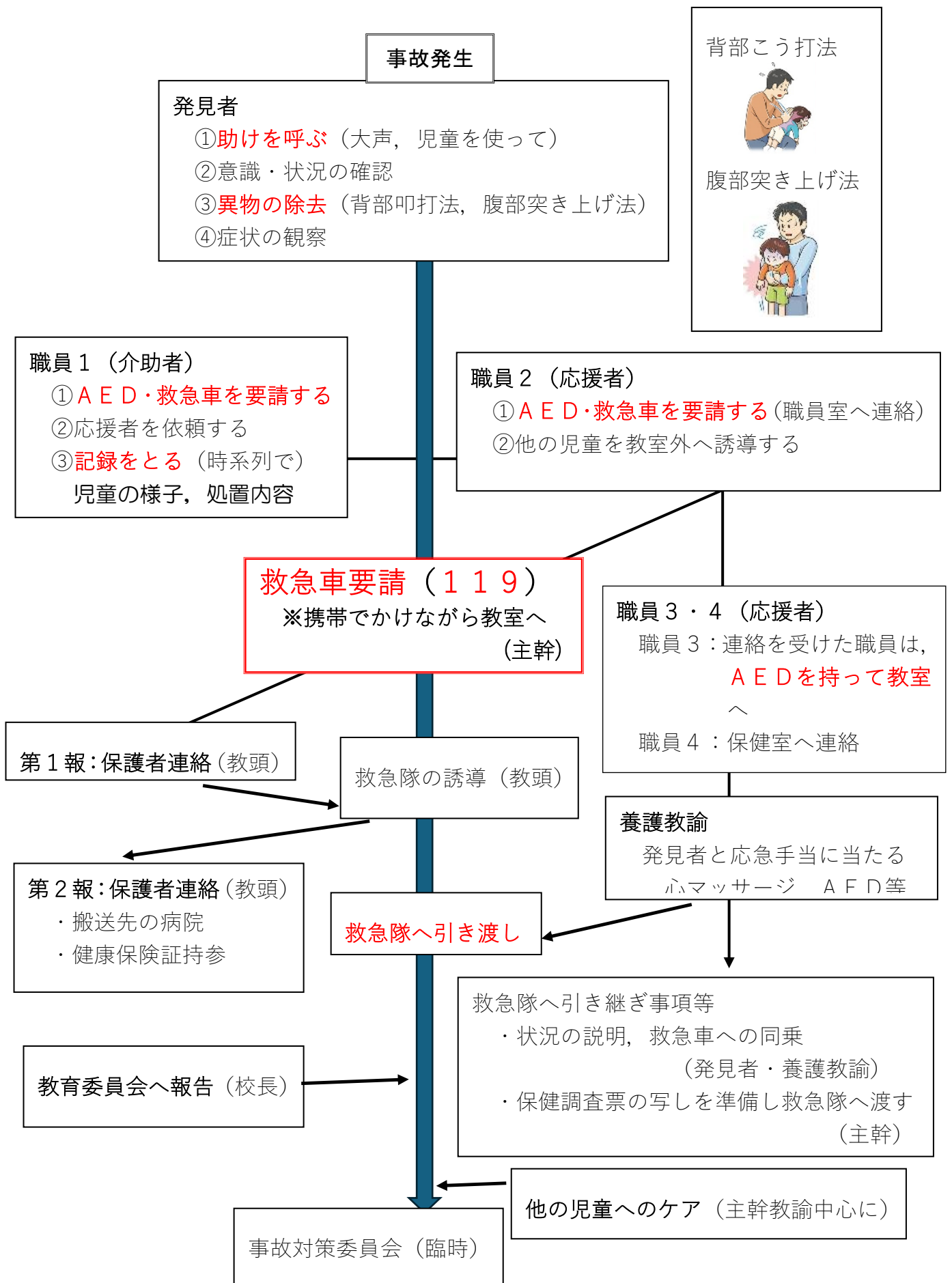


15 熱中症対応（応急処置）マニュアル



- ※2 応答が鈍い、言動がおかしい、ペットボトルの蓋を自分で開けることができないなど。
- ※3 0.1%~0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク、熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃いめの食塩水を補給させる。
- ※4 帰宅途中や帰宅後に症状が急変する可能性もあるため、保護者の迎えで帰宅させる。
- ※5 熱中症環境保健マニュアル2018(P.26)「医療機関が知りたいこと」参照。

1 6 給食の時間における窒息事故対応マニュアル



17 食物アレルギー発症時の対応マニュアル

